

高知大学農林海洋科学部共同利用分析機器室管理運営規則

〔 令和5年3月17日
規則第98号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学農林海洋科学部共同利用分析機器室（以下「分析機器室」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分析機器室は、大型精密測定機器等を集中管理し、農林海洋科学部内における研究及び教育のための共同利用に供することを目的とする。

(管理運営委員会)

第3条 分析機器室の管理運営の基本方針その他重要事項を審議するため、管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、農林海洋科学部教員のうち農林資源科学科から選出された2人の委員及び海洋資源科学科から選出された1人の委員（以下「学科選出者」という。）並びに分析機器室の財産補助監守者（以下「財産補助監守者」という。）をもって組織するものとし、学科選出者と財産補助監守者は兼ねることができるものとする。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(管理運営委員長)

第4条 委員会に、管理運営委員長（以下「委員長」という。）を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、分析機器室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委員に就任する者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。